

テーマ 生命保険と税金の知識

対象	消費者／職員・従業員																																													
講義時間	90～120分程度																																													
講師	生命保険文化センター職員																																													
概要	生活設計において、リスク管理手段の一つとして生命保険を考えると、その効果を高める目的から、「生命保険料」や各種の「保険金」「年金」「給付金」には、いろいろな税法上の「優遇措置」が設けられています。この講座では、生命保険と関係する税金の基礎的な知識について事例を交えながら学ぶ機会を提供します。																																													
使用教材	<p>「生命保険と税金の知識」</p> <p>① 3つの税金 生命保険と関係が深い3種類の税金「所得税・相続税・贈与税」について解説します。</p> <p>② 生命保険料控除 所得控除の一つである生命保険料控除について解説します。</p> <p>③ 契約形態で異なる税金の種類 契約者、被保険者、死亡保険金受取人が誰なのかによって変わる税金の種類について解説します。</p> <p>④ 事例に基づいた税金の計算 3種類の税金について、それぞれ事例に基づいて計算方法等を解説します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="556 1389 1033 1762" style="width: 45%;"> <p>生命保険料を支払った場合の税金の取扱い（生命保険料控除）</p> <p>「生命保険料控除」は、所得控除の1つです。 払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者（保険料負担者）のその年の所得から差し引かれる制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。</p> <p>●新制度での生命保険料控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得税</th> <th colspan="2">住民税</th> </tr> <tr> <th>年間払込保険料額</th> <th>所得から控除される金額</th> <th>年間払込保険料額</th> <th>所得から控除される金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般生命保険料・介護医療保険料</td> <td>20,000円以下</td> <td>払込保険料全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>払込保険料全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超</td> <td>(払込保険料×1/2)+10,000円</td> <td>12,000円超</td> <td>(払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人年金保険料（税制適格特約付加）</td> <td>40,000円超</td> <td>(払込保険料×1/4)+20,000円</td> <td>32,000円超</td> <td>(払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1228 1389 1705 1762" style="width: 45%;"> <p>死亡保険金を受け取って相続税がかかる場合</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者 (保険料負担者)</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金 受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫</td> <td>夫</td> <td>妻</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約者（保険料負担者）であり、被保険者でもある夫が死亡した場合、その死亡保険金は相続税の課税対象となります。受け取った死亡保険金は、「みなし相続財産」として、遺産の総額に含まれますが、この契約形態の場合は、「死亡保険金の非課税金額」の範囲内で税制上の優遇措置を受けることができます。</p> </div> </div> <p>【データ①】生命保険を支払った場合の税金の取扱い（生命保険料控除）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="556 1893 1033 2267" style="width: 45%;"> <p>死亡保険金を受け取って所得税がかかる場合</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者 (保険料負担者)</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金 受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>夫</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約者（保険料負担者）と死亡保険金受取人が同一人の場合は、所得税の課税対象となります。 夫が受け取った死亡保険金は、一時所得として、他の所得と合算されて総合課税されます。 ■一時所得の課税対象額は以下のように計算します (一時所得の特別控除額) $(\text{死亡保険金} - \text{払込保険料} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} = \text{課税対象額}$</p> </div> <div data-bbox="1228 1893 1705 2267" style="width: 45%;"> <p>死亡保険金を受け取って贈与税がかかる場合</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者 (保険料負担者)</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金 受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>子</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料を負担していた契約者（夫）が生きている場合、子どもが受け取る死亡保険金は贈与税の課税対象となります。 なお、20歳以上の子どもや孫などへの贈与は特例贈与、それ以外への贈与は一般贈与となります。</p> </div> </div> <p>【データ③】死亡保険金を受け取って所得税がかかる場合</p> <p>【データ④】死亡保険金を受け取って贈与税がかかる場合</p>	区分	所得税		住民税		年間払込保険料額	所得から控除される金額	年間払込保険料額	所得から控除される金額	一般生命保険料・介護医療保険料	20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額	20,000円超	(払込保険料×1/2)+10,000円	12,000円超	(払込保険料×1/2)+6,000円	個人年金保険料（税制適格特約付加）	40,000円超	(払込保険料×1/4)+20,000円	32,000円超	(払込保険料×1/4)+14,000円	80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	夫	夫	妻	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	夫	妻	夫	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	夫	妻	子
区分	所得税		住民税																																											
	年間払込保険料額	所得から控除される金額	年間払込保険料額	所得から控除される金額																																										
一般生命保険料・介護医療保険料	20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額																																										
	20,000円超	(払込保険料×1/2)+10,000円	12,000円超	(払込保険料×1/2)+6,000円																																										
個人年金保険料（税制適格特約付加）	40,000円超	(払込保険料×1/4)+20,000円	32,000円超	(払込保険料×1/4)+14,000円																																										
	80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円																																										
契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人																																												
夫	夫	妻																																												
契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人																																												
夫	妻	夫																																												
契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人																																												
夫	妻	子																																												

【お問い合わせ先】
 公益財団法人 生命保険文化センター 講師派遣担当
 TEL: 03-5220-8517
 FAX: 03-5220-9090
 e-mail: 行政機関・企業等 benkyo@jili.or.jp / 学校関係者 jitsugaku@jili.or.jp